

船舶事故調査報告書

令和3年5月19日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和2年4月27日 04時37分ごろ
発生場所	愛媛県愛南町由良半島東方沖 由良岬灯台から真方位078°1.0海里（M）付近 （概位 北緯33°01.4 東経132°24.1）
事故の概要	漁船第五十八照栄丸は、操業中、甲板員が右腕をサイドローラに巻き込まれて負傷した。
事故調査の経過	令和2年6月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第五十八照栄丸、4.9トン EH3-71183（漁船登録番号）個人所有 9.98m（Lr）×3.62m×1.16m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数80、昭和62年7月13日
乗組員等に関する情報	船長 24歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成28年8月22日 免許証交付日 平成28年8月22日 （令和3年8月21日まで有効） 漁労長 41歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成12年8月7日 免許証交付日 平成30年7月17日 （令和2年8月6日まで有効） 本件甲板員 25歳
死傷者等	重傷 1人（本件甲板員）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東南東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期 日出時刻：05時27分ごろ
事故の経過	本船は、巻き網船団の網船であり、3隻の灯船と1隻の運搬船の計5隻で巻き網船団を組み、船長及び甲板員5人が乗り組み、先に3隻

の灯船が出港したあと、操業の目的で令和2年4月27日02時00分ごろ由良半島東方の漁場（以下「本件漁場」という。）に向けて運搬船とともに愛南町高畑漁港を出港した。

本船は、本件漁場に着いた後、漁労長が乗船して集魚灯を点灯した灯船（以下「本件灯船」という。）の近くで漂泊した。

本船は、04時00分ごろ、漁場での集魚の役割を終えて本件灯船から離れた場所に錨泊していた他の1隻の灯船から甲板員（以下「本件甲板員」という。）を移乗させた後、漁労長の巻き網漁開始の合図により本件灯船の周りに投網を始めた。

本船は、投網後、別の1隻の灯船（以下「灯船A」という。）より、本件灯船に近寄らないように潮流と反対方向に引かれながら、巻き網の下端に付いている環網^{かんづな}を巻き締めて巻き網を袋状にして魚類を閉じ込め、船尾方に装備されたネットホーと網送り機を使って浮子網^{あば}に繋がった身網の約半分を揚収した。（図1、図2参照）

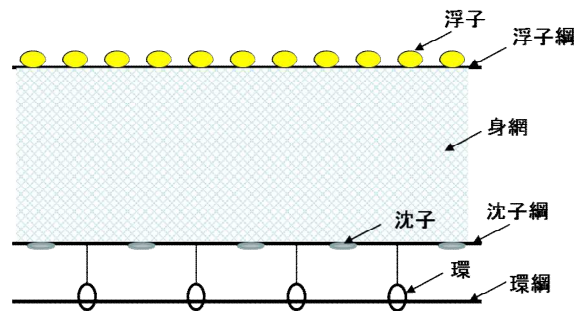


図1 巻き網の構成

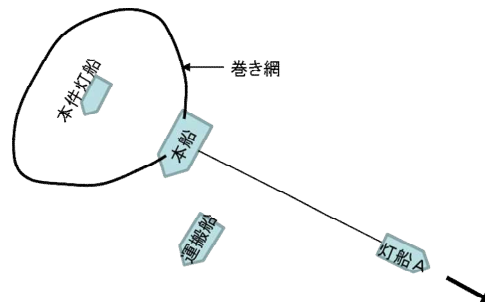


図2 巻き網漁の状況

本船は、本件灯船が投網された網の中から外に出た後、運搬船が本船の右舷船首方に接近して浮子網を右舷側に係止し、巻き網の網なり（網の形や容積）を整えるようにした。

船長は、本船の右舷側に装備された船首側サイドローラの船首側に本件甲板員、その右側に甲板員3人を配置し、自ら船尾側サイドローラの船尾側につき、その左側に甲板員2人をつかせて魚締め作業^{*1}を開始した。

^{*1}魚締め作業とは、巻き網をサイドローラの上部に押し付けながら船内に揚収する作業をいう。

本件甲板員は、魚締め作業開始時、船首側サイドローラの配置についていたが、ふだんよりも大量の漁獲物があり、船尾側の身網が揚がらなくなり、自ら船尾側サイドローラの船長の左隣に移動した。（図3参照）

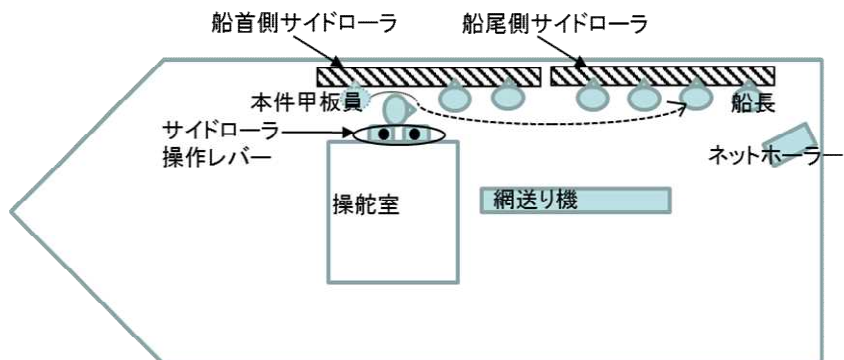


図3 魚締め作業状況

船長は、船尾側の身網を揚げようと船首側サイドローラを停止させた。

本件甲板員は、船尾側サイドローラをゆっくり回した状態で身網をサイドローラに固定させて身網が滑らないようにする目的で、右手で身網をつかみ船尾側サイドローラと身網の間に入れたところ、右手から右腕までが船尾側サイドローラに巻き込まれ、体が左側にねじれて倒れた。（写真1）

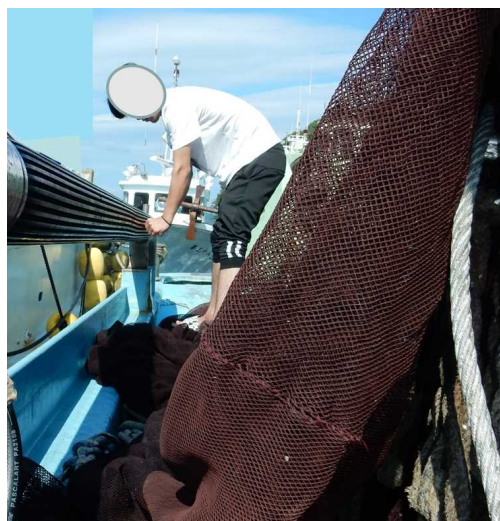


写真1 事故当時の本件甲板員の作業状況（再現）

本件甲板員の右隣にいた船長が、本件甲板員の右手から右腕が巻き込まれたことに気付き、サイドローラを止めると叫んだところ、すぐに船首側サイドローラについていた甲板員1人が船尾側サイドローラの操作レバーを停止の位置とし、続いて船尾側サイドローラを逆転させて本件甲板員を救出した。

漁労長は、本件甲板員を本件灯船に移動させて愛南町御荘港に移送

	<p>し、親族に携帯電話で本事故の発生を知らせるとともに119番通報をした。</p> <p>本件甲板員は、来援した救急車で愛南町内の病院に搬送され、右足関節脱臼骨折、右尺骨骨幹部骨折と診断されて入院した。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
その他の事項	<p>船長は、魚締め作業時、網を揚げる際に最も力がある船尾側で作業をしていた。</p> <p>漁労長は、06時ごろ漁獲物を市場に出荷する予定であり、鮮度を保つ目的で投網する時間を04時ごろとして1日1回の操業をしていた。</p> <p>本件甲板員は、巻き網漁の経験が約6年あり、本事故当時、下半身はカップに長靴を履き、上半身は長袖シャツを腕までまくり上げ、手袋をしていなかった。</p> <p>船長は、魚締め作業時、サイドローラ操作員を専属につけてなかった。</p> <p>本船は、サイドローラの緊急停止スイッチ及び身網を止める装置を有していなかった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	あり なし なし <p>本船は、由良半島東方沖において、魚締め作業中、ふだんよりも大量の漁獲があり、身網がサイドローラからずれ落ちるのを防ぐ目的で、船尾側サイドローラがゆっくり回っている状況下、本件甲板員が右手をサイドローラと身網との間にに入れて身網を固定させる作業を行ったことから、本件甲板員の右手がサイドローラと網の間に巻き込まれ、右腕を負傷したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が由良半島東方沖において、魚締め作業中、ふだんよりも大量の漁獲があり、身網がサイドローラからずれ落ちるのを防ぐ目的で、船尾側サイドローラがゆっくり回っている状況下、本件甲板員が右手をサイドローラと身網との間にに入れて身網を固定させる作業を行ったため、右手がサイドローラと網の間に巻き込まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲板員は、魚締め作業時、網の固定を行う際は、サイドローラを一旦停止した上、網の固定を行う甲板員とサイドローラの操作レバー操作担当者とは声を掛け合い、連携して作業を行うこと。 ・サイドローラを使用する巻き網漁船は、サイドローラに緊急停止スイッチ及び身網を止める装置を取り付けることが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図

